

東日本大震災による被災企業の企業立地に係る補助金交付要綱を廃止する要綱

東日本大震災による被災企業の企業立地に係る補助金交付要綱（平成23年6月1日制定）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に、この要綱による廃止前の東日本大震災による被災企業の企業立地に係る補助金交付要綱（以下「廃止前の要綱」という。）の規定に基づき補助金の交付の対象となる立地計画の認定を受けた事業者については、廃止前の要綱の規定は、なおその効力を有する。